

ID: 94

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料等の減免
例規名 根拠条項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例 第5条第6項
例規番号	昭和45年条例第25号

【根拠条文】

(使用料等)

- 第5条 こども家庭・保健センターの利用者は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。
- 前項に規定するもののほか、その他の検査及び事業所検診に係る使用料については、規則で定めるものとする。
  - 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者は、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。
  - 第3条第10号の規定により使用する場合は、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の7割以内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。
  - 診断書及び証明書の交付を受けようとするものは、それぞれ1,000円を納付しなければならない。
  - 市長は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料及び前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

別表第1(第5条関係)

区分	単位	使用料
胃部集団検診		
間接撮影	1件	1,000円
直接撮影	1件	2,500円
胃部個別検診		
胃内視鏡検査	1件	4,300円
乳がん検診		
マンモグラフィ	1件	2,000円
子宮がん検診		
頸部	1件	1,000円
頸部・体部	1件	1,700円
肺がん検診		
喀痰細胞診検査	1件	900円
大腸がん検診		
一日法	1件	400円
二日法	1件	800円
前立腺がん検診	1件	1,000円
健康チェック	1件	9,000円
骨粗鬆症検診	1件	1,000円
肝炎ウイルス検診	1件	1,000円

備考 健康チェックにおいてピロリ菌検査を実施する場合の当該健康チェックの使用料は、1件につき600円を加算した額とする。

別表第2(第5条関係)

区分	単位	利用料
産後ケア(通所型)		
生活保護世帯	1日	500円
市民税非課税世帯	1日	500円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1日	8,000円
上記以外の世帯	1日	4,500円
産後ケア(宿泊型)		
生活保護世帯	1日	1,000円
市民税非課税世帯	1日	1,000円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1日	9,000円
上記以外の世帯	1日	5,000円
産後ケア(訪問型)		
生活保護世帯	1回	0円
市民税非課税世帯	1回	0円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1回	2,000円
上記以外の世帯	1回	1,000円

備考

- 多胎の場合の利用料は、乳児の2人目以降の1人につき、通所型及び訪問型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。
- 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところによる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則第8条の規定による。

(使用料等の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第6項の規定に基づき使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者が使用するとき。
- 市内に住所を有する70歳以上の者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に規定する者を含む。)が使用するとき(条例別表第1胃部個別検診の項の使用料を除く。)
- 当該年度分市民税非課税世帯に属する者が使用するとき。
- 国、他の地方公共団体又は公共的団体が学術研究のため使用するとき。
- その他市長が公益上特に必要と認めたとき。

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 96

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	医療機器の使用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	昭和56年規則第24号		
<b>【根拠条文】</b> (医療機器の使用の許可) 第6条 こども家庭・保健センターの利用者のうち条例第3条第10号の規定により機器を使用しようとする者は、あらかじめセンター長に使用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 2 前項の利用者は、機器の使用を終わったときは、直ちにセンター長に届け出てその点検を受けなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 97

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則 第9条ただし書		
例規番号	昭和56年規則第24号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の還付) 第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既納の使用料等の全部又は一部を還付することができる。 (1) こども家庭・保健センターの都合により、依頼事項を処理することができなくなったとき。 (2) 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者から、利用を開始するまでに取消しの申出があったとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 99

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市歯科センターの管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成22年条例第22号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料及び手数料の免除) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市歯科センターの管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料及び手数料の免除又は徴収猶予) 第5条 条例第5条及び条例第6条の特別の理由があると認めるときは、次に該当する場合とする。 (1) 使用料等を納付する資力がないものと市長が認めるとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が手数料を納入するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項第1号の規定による使用料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 102

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市立休日応急診療所条例 第8条		
例規番号	平成9年条例第30号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料及び手数料の免除) 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市立休日応急診療所条例施行規則第4条の規定による。 (使用料及び手数料の免除又は徴収猶予) 第4条 条例第7条及び条例第8条に定める特別の理由があると認めるときとは、次の各号に該当する場合をいう。 (1) 使用料等を納付する資力がないものと市長が認めるとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が手数料を納入するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項第1号の規定による使用料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 238

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	芦屋市特定疾病療養補助金支給条例 第5条第1項		
例規番号	昭和54年条例第4号		
<b>【根拠条文】</b> (認定の申請) 第5条 療養補助金の支給を受けようとするときは、第3条に定める受給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が、市長に申請し受給資格の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、受給要件に該当しなくなった後、当該年度内に再び従前と同じ受給要件に該当するに至ったときは、同項の手続きを省略することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給要件) 第3条 療養補助金の支給を受けることができる者は、芦屋市に引続き6か月以上住所を有する特定疾病療養者とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日